午前九時○○分開議

#### ○議長(谷重幸君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を 開きます。

報告します。7番、繁田議員から欠席届の提出があり、本日の会議は欠席です。

報告します。町長から、議案第22号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議案第23号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第11号)についての議案が提出されています。お手元に配付のとおりです。後日、日程に上げ、審議願います。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第1号 美浜町監査委員条例等の一部を改正する条例についてを議題と します。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

## ○総務課長(中村幸嗣君) おはようございます。

議案第1号 美浜町監査委員条例等の一部を改正する条例について、細部説明を申し上 げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、地方自治法の条文を引用している美浜町監査委員条例、美浜町下水道事業の設置等に関する条例、美浜町水道事業の設置等に関する条例について、地方自治法の一部を改正する法律により、引用元の当該条文に繰り下がりの改正が行われて条ずれすることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正は、美浜町監査委員条例第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める改正でございます。

第2条の改正は、美浜町下水道事業の設置等に関する条例第5条中「第243条の2の 2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める改正でございます。

第3条の改正は、美浜町水道事業の設置等に関する条例第5条中「第243条の2の2 第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める改正でございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町監査委員条例等の 一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第2号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例 についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

**〇総務課長(中村幸嗣君)** 議案第2号 美浜町職員の育児休業等に関する条例等の一部 を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、会計年度任用職員の勤勉手当について、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるよう、所要の改正を行うものでございます。

第1条の改正は、美浜町職員の育児休業等に関する条例において、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、育児休業をしている職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める改正でございます。

第2条の改正は、美浜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給 できるように、それぞれ勤勉手当に関する条文を追加する改正でございます。

第3条の改正は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例において、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、給与の種類として勤勉手当を追加する改正でございます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- **〇議長(谷重幸君)** これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- ○議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の育児休業等 に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし

ます。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

**〇かがやく長寿課長(井田時夫君)** 議案第3号 美浜町介護保険条例の一部を改正する 条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表と保険料の添付資料についてもご参照ください。 今回の改正は、介護保険法の改正に伴い、3年ごとに見直します介護保険料を改正する ものでございます。

以下、条文に沿ってご説明いたします。

第2条は、令和6年度から令和8年度までの保険料額と国が定める保険料の段階に基づき、現行の9段階から13段階に改正するものでございます。介護保険料の基準額となる第5段階の金額が、これまでの月額5,880円から120円高くなり、6千円となります。

第4条は、保険料段階数の改正により、関連条文を整備するものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行し、経過措置としまして、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 9番、谷です。

なんてことないよくその、9段階が13に、何でこんなに細分化、何かそういう意図的なものはあるんですか。見ると金額的に安いほうへ広くと、高いほうへ何段階も増えてみたいに思うんですが、こういうことをする何か意図とか、そんな説明とかはあったんですか。

- **〇議長(谷重幸君)** かがやく長寿課長。
- **〇かがやく長寿課長(井田時夫君)** 谷進介議員にお答えします。

今回、国のほうで多段階化するということで、第1段階から第3段階の部分については、前回より乗率が下がっております。それで下がった分、保険料が収入が少なくなりますので、第10から13段階というのを増やしまして、その段階については乗率を、今まで9段階の最高が1.7だったものが、それ以上の段階の区分を設定しまして、今回、国が定めていました段階どおりに、町のほうにおいてもそれに沿って設定したものになります。以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- O9番(谷進介君) 要は、1、2、3段階を下げんがための改正というふうに理解してよろしいんですか。
- **〇議長(谷重幸君)** かがやく長寿課長。
- 〇かがやく長寿課長(井田時夫君) お答えします。

そのとおりです。

#### ○議長(谷重幸君) 10番、鈴川議員。

○10番(鈴川基次君) 今回、基準額を若干、120円ですか、上げるという、これが一番の趣旨だと思うんですけれども、これまあ去年の9月議会の決算のときね報告の中で、地域包括センターからの報告ということで見ますと、基準保険料に関しては、前回は据置きですので、今回も上がったと。その前も第4期が3,880円だったのが、第5期、平成24年に5,720円に上がって、それから、若干上がっても何十円の上がりで、ずっと5,700円から5,800円と続いているわけですね。そういうことで、県下における美浜町の順位も、最初、上がる前は8位だったのが、上がってからもう全然上昇していないので、今現在5,880円が県下で27位やと、高い順から言ったら。ということは、県下から3番目に安いという、逆算したらね、なるんですね。

そういうことからいうたら、やはりその介護予防に関してやっぱり担当課なりが一生懸命取り組んで、百歳いきいき体操等で、もちろん担当課の努力もあるけれども、百いきは住民との合同でやっておるわけですから、そういう住民の方の努力もあって、ここまで介護保険を上げずに県下でも3番目に低いという数字だったと思うんです。

ただ、この資料によりますと、担当課の報告では、介護保険料については、第8期は据置きであったが、認定率の上昇、サービス利用者の増加が危惧されるため、今後、保険料アップも回避できないと予測すると。まあそういうこいは去年の、担当課はよくご存じだと思うんですけれども、こういう予測されると。それが早速、今回値上げになったということだと思うんです。

だから、認定率、現在18.4、県下で3番目に低いと。介護第1号被保険者1人当たりの月額給付額も25,484円と、こういう数字が出ています。これは去年の数字ですね。今回また今年に関しては、若干認定率なり、その月額の額は違うと思うんですけれども、そういう去年の予測の下に、今年、即もう値上げに踏み切ったと。僕は値上げに関して別に異議あるわけじゃないんですけれども、よく頑張ってもらったということから。

一番最新のそういう認定率なり、1人当たりの月額料、今年に関してね、まだ全額、あと3月を残していますけれども、現状でいいですから、今年のそういう認定率なり、どのぐらい1人当たり使っているかということ、分かれば説明願いたいと思います。

#### 〇議長(谷重幸君) かがやく長寿課長。

**〇かがやく長寿課長(井田時夫君)** 鈴川議員にお答えします。

今、今年度末現在の見込みの認定率でいきますと、17.5%というところで、昨年度よりは若干下がるような予定となっております。

それで、今回の保険料が、基準となる月額が6千円ということで、120円引上げという形になるんですけれども、県下で見ますと、県から頂いている資料によりますと、各市町村で今議会に条例改正を上程していると思うんですが、その上程している金額でいきますと、和歌山県の平均の月額というのが6,539円になります。だから、県の平均より

は500円ほど安い設定になっています。それから、順位でいきますと、県内では今回は 8番目に安い順位になります。それで、日高管内でいきますと2番目に安い保険料の設定 という、そういう予定になっております。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 10番、鈴川議員。
- **〇10番(鈴川基次君)** 管内でも新聞によると印南町が下げたと。100円下げたのんで、5,700円かな。それに次いで美浜町は低いということで。

介護というのは、やはりこれからも高齢化の中で上がってくるのは当然のことだと思うんですけれども、それぞれ官民一体になって努力することによって、介護予防の成果によって、少しでも引上げが少なくて済むというようになると思うんで、ここにもいろいろ今後の課題についてあります。これはまた予算のときにでも聞かせてもらいたいと思うんで、今回はこういうことでこれで120円の値上げで果たして大丈夫かなという懸念もあるんですけれども、3年間、値上げできんわけですから、一旦決めたら。頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

- O議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。
  - これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- 〇議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 美浜町煙樹海岸キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長(北村卓也君) 議案第4号 美浜町煙樹海岸キャンプ場の 設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしております新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、美浜町煙樹海岸キャンプ場の管理及び運営について、本年度は町直営により年間を通じて運営しました結果、近年の物価高騰に係る管理費用の増加、大型連休等に係る利用者の混雑、身体障害者等の利便性向上、駐車場利用者の公平性等、様々な課題が生じてまいりました。

その課題に対応するため、第9条における別表に定める利用料の施設利用料金の見直し、 施設利用料金(ハイシーズン)、身体障害者等料金の新規設定、駐車料金の廃止及び貸付 料の一部廃止について、改正をお願いするものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。2番、北村議員。
- **〇2番(北村龍二君)** この料金なんですけれども、買物も100玉ばっかりやし、50円というのは別に職員の手間になるんじゃないですか。
- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** お答えいたします。

料金につきましては、50円ということでございますけれども、今回設定させていただきました料金で徴収をと考えているところでございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** ハイシーズンって何ですか。どこかにこのハイシーズンの規定ってあるんでしょうか。
- **〇議長(谷重幸君)** 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 谷進介議員にお答えいたします。

条例のですね第9条第2項に、別表に定める施設利用料 (ハイシーズン) の期間については、町長が別に定めるというような規定にさせていただいてございまして、条例ではそういう形で規定させてございまして、規則でですねハイシーズンの期間につきまして規定をさせていただきたいというふうに現在考えております。

ハイシーズンの期間につきましてはですね、4月1日から11月30日までの期間というふうに現在考えておりまして、その中で、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日が連続して3日以上続いた場合の最終日を除いた日、もしくは、お盆の時期ですね、8月13日から8月15日までをですねハイシーズンというふうに定めさせていただいて、キャンプ場のですね利用者の混雑を分散させたいというようなイメージを現在持っております。

以上です。

- O議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 意図とかそのあたりは何らあれがないんですが、この条例やったら大体語句の説明というのが中にあってしかるべきではないんでしょうか。規則で定めるだけで、ちゃんとやっぱりキャンプ場ではそれを明示されるんですよね。今がハイシーズンかどうかということで、また要らぬトラブルになるような気がしたもんで、この規定、旧の条例の中にも、今見てたら、それもありませんので、そのあたり、円滑な業務の遂行のための担保はちゃんとされるんですよね。
- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 谷進介議員にお答えいたします。

ハイシーズンの明記等につきましては、当町のホームページで、営業の部分につきまして、料金も含めましてですねホームページへ掲載させていただきますし、キャンプ場におきましても、その旨の掲示を十分させていただきたいというふうに考えてございます。 以上です。

- ○議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第4号 美浜町煙樹海岸キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。農林水産建設課長。

**〇農林水産建設課長(大星好史君)** 議案第5号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する 条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

今回の改正は、令和5年5月26日に公布されました上位法である「漁港漁場整備法」の法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められましたので、関連する美浜町漁港管理条例の一部を改正するものでございます。

まず、第1条(目的)の条文中に旧法律名がございますので、新しい法律名に改正いた します。

また、第13条(土砂採取料等)では、土砂採取等に納付しなければならない者に認定 計画実施者を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(谷重幸君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

#### 〇議員 (挙手多数)

〇議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第5号 美浜町漁港管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務課長。

〇総務課長(中村幸嗣君) 議案第6号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第10号)について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億82,540千円を追加し、 補正後の歳入歳出予算の総額を49億99,791千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、入札差額や実績見込みが大半でございまして、これらの不用額とまだ予算化していない普通交付税や前年度繰越金など、併せて財政調整基金へ4億円、教育施設整備基金費へ2億円を積立てすることが、主なものでございます。

4ページの第2表は繰越明許費でございます。

その内訳として、総務費は、戸籍システム改修業務13,321千円、住民基本台帳システム改修業務2,530千円、農林水産業費、水産加工販売施設新築工事設計委託業務20,989千円、土木費は、道路新設改良事業3,700千円、消防費は、消防団消防車両更新事業41,743千円、教育費は、第3期子ども・子育て支援事業計画策定委託業務1,809千円、第1若もの広場改修工事設計委託業務22,341千円で、令和6年度への繰越件数は7件でございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

8ページの地方交付税、普通交付税3億23,281千円の追加は、財源調整や財政調整基金、教育施設整備基金等へ積立てを行うものでございます。

分担金及び負担金、分担金、災害復旧費分担金29千円の減額は、農地災害復旧費分担金で、観音寺農地災害復旧工事の入札差額による補正でございます。

負担金、民生費負担金1,510千円の減額は、実績見込みによるものでございます。 教育費負担金1,720千円の増額は、こども園費負担金と学校給食費負担金の実績見 込みによるものでございます。

使用料及び手数料、使用料、商工使用料3,000千円の追加は、通年営業によるキャンプ場使用料の増加によるものでございます。

10ページの国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金204千円の追加は、障害者医療や児童手当等の実績見込みによるものでございます。

災害復旧費国庫負担金105千円の減額は、大山谷川災害復旧工事の入札差額による補 正でございます。

衛生費国庫負担金3,500千円の減額は、新型コロナウイルス予防接種委託料の実績

見込みによるものでございます。

国庫補助金、農林水産業費国庫補助金2,116千円の減額は、防衛施設周辺整備助成補助金の交付決定額による減額でございます。

土木費国庫補助金4,457千円の減額は、災害対策費の各事業における実績見込みによるものでございます。

教育費国庫補助金250千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

災害復旧費国庫補助金58千円の減額は、観音寺農地災害復旧工事の入札差額による補 正でございます。

12ページの民生費国庫補助金1, 466千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

総務費国庫補助金264千円の減額は、電子計算費補助金は事業の確定によるもの、戸籍住民基本台帳費補助金3,091千円の追加は戸籍システムの改修に係る補正でございます。

消防費国庫補助金1,236千円の減額は、行政代執行による特定空家除却費用の入札 差額や精算によるものでございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金181千円の減額は、実績見込みによるものでご ざいます。

県補助金、総務費県補助金2,250千円の減額は、和歌山県移住支援事業の実績がなかったことによるものでございます。

14ページの民生費県補助金2,931千円の減額は、心身障害者医療費等の実績見込みによるものでございます。

農林水産業費県補助金2,205千円の減額は、農業費、林業費、水産業費各事業の交付決定や実績見込みによるものでございます。

土木費県補助金3,108千円の減額は、災害対策費の各事業における実績見込みによるものでございます。

教育費県補助金80千円の減額、消防費県補助金392千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

県委託金、総務費県委託金3,693千円の減額は統計調査の実績見込みと、選挙費委託金は県議会議員選挙が無投票だったことによる減額でございます。

16ページの寄附金、一般寄附金 1 億円の追加は、ふるさと納税寄附金の増加による補正で 10 億円を見込んでございます。

繰越金、前年度繰越金88,266千円の追加は、財源調整や財政調整基金等へ積立て を行うものでございます。

諸収入、雑入では、コミュニティ助成1,200千円の減額は、ちびっこ広場(王子遊園地)遊具新設工事実績による減額と、キャンプ場売店売上収入900千円の減額でございます。

町債、消防債1,200千円の減額、教育債700千円の減額、災害復旧事業債100 千円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

18ページの議会費1,300千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費4,945千円の減額は、人件費の補正と事業費の確 定や実績見込みによる減額などでございます。

20ページの文書広報費81千円の減額は、広報みはま印刷の実績見込みによるものでございます。

企画費 5,891千円の減額は、需用費は実績による減額、備品購入費は入札差額でございます。

青少年対策費77千円の減額は、広域青少年補導センターへの負担金確定によるもので ございます。

公害対策費146千円の減額は、西川、和田川水質検査・底溶質分析業務の実績による ものでございます。

電子計算費4,152千円の減額は、基幹系システム構築料、基幹系クラウドシステム 共同印刷委託業務と情報系共同利用サービス使用料の実績による補正と、備品購入費は入 札差額でございます。

地籍調査事業費300千円の減額は、調査測量の実績がなく、皆減でございます。

諸費237千円の減額は、御坊広域行政事務組合への負担金確定による減額でございます。

財政調整基金費4億円の追加は、不用額とまだ予算化していない前年度繰越金、普通交付税などの財源を積立てするものでございます。

減債基金費10,802千円の追加は、普通交付税再算定により創設された臨時財政対 策債償還基金費の追加でございます。

地方創生事業費4,130千円の減額は、地域おこし協力隊1名の退職による人件費の補正と、23ページの負担金補助及び交付金2,600千円の減額は、和歌山県移住支援事業補助金の実績見込みでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費 5, 6 3 9 千円の減額は、第 4 弾みはま応援商品券事業、子育て世帯物価高騰対策支援金(学校給食費)、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の確定による補正でございます。

徴税費、税務総務費704千円の減額、賦課徴収費150千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

24ページの戸籍住民基本台帳費1,075千円の追加は、実績見込みによる減額と、 戸籍システム改修費用の業務実績及び戸籍の附票に旧氏を記載する機能を追加する戸籍シ ステムの改修に係る補正でございます。

選挙費、県議会議員選挙費3,416千円の減額は、県議会議員選挙の無投票によるも

のでございます。

26ページの統計調査費200千円の減額は、実績見込みによるものでございます。 監査委員費154千円の減額は、実績による減額でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費364千円の減額は、実績によるものでございます。

国民年金費26千円の追加は、人件費の補正でございます。

老人福祉費7,782千円の減額は、事業の確定や実績見込みによるものでございます。 29ページの繰出金は3,352千円の減額で、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計の減額補正によるものでございます。

心身障害者福祉費は4、309千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

心身障害者医療費3,600千円の減額、地域包括支援センター運営費2,290千円の減額は、実績見込みによるものでございます。

児童福祉費、児童福祉総務費6,433千円の減額、30ページの児童福祉施設費3,400千円の追加、児童措置費875千円の追加は、いずれも実績見込みによるものでございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費2,833千円の減額は、人件費の減額や実績見込みによるものでございます。

32ページの予防費14,162千円の減額は、新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む各予防接種委託料の実績見込みによる減額でございます。

墓地基金費301千円の追加は、令和4年度の墓地関係歳入歳出決算剰余金を積立てするものでございます。

清掃費、塵芥処理費7,090千円の減額は、指定ごみ袋の入札差額と清掃センター負担金の確定によるものでございます。

し尿処理費3,136千円の減額は、クリーンセンター負担金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費827千円の減額は、加算報酬の交付決定による 委員等最適化活動報酬の追加と実績見込みによる減額でございます。

34ページの農業総務費41千円の減額は、人件費の補正でございます。

農業振興費1、843千円の減額は、交付決定と実績見込みによる補正でございます。

農地費365千円の追加は、若野堰水たたき修繕工事に対する分担金の追加と、下水道 事業会計(農集)の補助金及び出資金でございます。

林業費、林業総務費1,907千円の減額は、人件費の補正と特別伐倒駆除の実績によるものでございます。

水産業費、水産業振興費3,716千円の減額は、水産加工販売施設新築工事設計委託 業務2,116千円は国庫補助支出金の交付決定による減額と、河川流出物等改修事業、 重機借上料、原材料費、36ページの漁港管理費、重機借上料の減額は、それぞれ実績が ございませんでしたので、皆減といたします。

商工費 7 7 4 千円の減額は、実績見込みなどによる減額、観光費 1,3 8 8 千円の減額は、入札差額と実績見込みによる減額でございます。

土木費、土木管理費、土木総務費134千円の減額は、人件費の補正と負担金の確定で ございます。

38ページの道路橋梁費、道路維持費2,185千円の減額は、人件費の補正と、保険料及び重量税の確定によるもの、道路新設改良費1,547千円の減額は、実績に伴う補正でございます。

河川海岸費、河川海岸保全費121千円の減額は、負担金の確定、砂防費475千円の 追加は、負担金の確定と急傾斜地崩壊対策事業の増額による地元負担金の追加でございま す。

都市計画費、下水道費15千円の減額は、下水道事業会計(公共)の補助金及び出資金 でございます。

40ページの消防費、消防施設費1,264千円の減額は、入札差額でございます。

災害対策費12,679千円の減額は、報償費は実績によるもの、委託料は実績見込みによるもの、工事請負費と備品購入費は入札差額や精算によるもの、負担金補助及び交付金は各事業等の実績見込みによるものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費 5 4 7 千円の減額、教育諸費 2 0 0 千円の減額は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

教育施設整備基金費 2 億円の追加は、前年度繰越金、普通交付税などの財源を積立てするものでございます。

42ページの小学校費、学校管理費2,560千円の減額は、人件費の補正と実績見込みによるものでございます。

中学校費、学校管理費3,420千円の減額は、入札差額や実績見込みによるものでございます。

教育振興費680千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。

4.4ページのこども園費、ひまわりこども園費11,252千円の減額は、人件費の補 正と実績見込みによるものでございます。

社会教育費、社会教育総務費224千円の減額、公民館費200千円の減額、保健体育費、保健体育総務費112千円の減額は、人件費の補正と事業の確定及び実績見込みによるものでございます。

体育施設費 6 8 6 千円の減額は、体育センター屋根改修事業の完了、学校給食施設費 1,6 3 0 千円の減額は、実績見込みによる学校給食、校外調理業務の減額などでございます。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧費116千円の減額と、公共土 木施設災害復旧費、河川災害復旧費490千円の減額は、入札差額でございます。 以上で、歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(谷重幸君) 暫時休憩します。

再開は10時です。

午前九時四十五分休憩

午前十時〇〇分再開

〇議長(谷重幸君) 再開します。

これから質疑を行います。9番、谷進介議員。

**〇9番(谷進介君)** 9番。まず、簡単に、45ページ、ひまわりこども園費でありますが、人件費の補正で、何か経験がないような、あまりにも高額というか、大きな額なので、例えば会計年度任用職員さんでも、ほぼ7,000千円というと、1人分、2人分、1年間というような、こんなにひまわりこども園費は少なくて済んだんですか。何か特段の事情があったんでしょうか。

〇議長(谷重幸君) 教育課長。

**〇教育課長(河合恭生君)** ひまわりこども園のですね報酬、それから給料の会計年度任 用職員の部分、それに連動する各種手当の減額でございます。

まず、この2番の給料の会計年度任用職員についてでございます。

会計年度任用職員、ひまわりこども園ではですね、当初予算21名分の人件費を設定してございました。その内訳といたしまして、11名が保育資格のある保育教諭、3名が無資格の保育補助員、それから保健師、栄養士が1名ずつ、残りの5名につきましては、調理員でございます。給料月額につきましては、二十数万円の方からですね160千円までというような設定で積算していたわけでございます。

年度末、結果といたしまして、まず 2名の保育教諭の方が、随時募集をしておったんですけれども、結果として来てくれなかったというところで、その分の人件費がストレートに浮いてくることになります。給料月額で 170千円程度で、12か月かけても 1人当たり 2,000千円、2名分として給料だけでも約 4,000千円ということになります。それとともに、調理員につきましても、5名分の人件費を用意しておりまして、ですけれども、12か月勤務していただいた方が 2名でございました。年度の途中でお辞めになられた方、それから途中で採用してまたという方もいらっしゃいました。それらを合わせますと 6,850千円の減額ということになります。それに連動いたしまして、期末手当などもですねおのずと減額ということになってきます。

報酬につきましては、今度は逆にパートタイムの保育教諭でございます。 6 名の人件費を設定しておりました。結果といたしまして、そのうち 5 名の方は昨年度に引き続き勤め

てくださいましたけれども、1名の方がちょっと育休中ということで、その方の人件費が ちょっと減額というような状況です。

以上でございます。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 会計年度の保育士として11名予定が、要は2名で9名と。そんな 2割近くもして、ひまわりこども園の運営について問題はなかったんですか。
- 〇議長(谷重幸君) ひまわりこども園長。
- **○ひまわりこども園長(山本理加君)** 主任教諭や園長、副園長で入っていったり、どうしてものときは、ちょっと超過勤務していただいたりして運営してきました。 以上です。
- 〇議長(谷重幸君) ないですか。2番、北村議員。
- **〇2番(北村龍二君)** 教えてください。

35ページ、12番の委託料、機構集積支援事業委託、これが金額も含めて1,400 千円から1,400千円ということと、経営所得安定対策直接支払推進事業という意味を 教えてください。

- **〇議長(谷重幸君)** 農林水産建設課長。
- 〇農林水産建設課長(大星好史君) お答えします。

まず、委託料の機構集積支援事業委託1,400千円でございます。

これはですね、今現在、農地を所有されている方が、営農されてないと。そういうふうな農地もございます。その方についてですね、利用意向調査、今後どうしていきますかというふうな調査をかけまして、それをデータにまとめるというようなことで、これは派遣のほうでお願いしています。オフィスメイトという派遣のほうで来ていただいて、町のほうで入力してもらうというようなことで、毎年やっておるんですけれども、実績がですね今回、大分、そういうことをやっていく中で、どういうんでしょう営農してくれている方も出てきたというようなところで、件数が少し減ったということで、その入力日数が少なくなったための減額でございます。

それと、経営所得安定対策直接支払推進事業ですけれども、これはですね、実際には私どもから負担金として出してですね、地域再生協議会というのが農業の団体であるんですけれども、そこらでですね、いろいろな調査の申請書類の配付や回収、これも再生協議会のほうで雇っていただくんですけれども、派遣職員によるデータ入力ですね、システム入力ですね、そういうふうな費用でございまして、これにつきましては交付決定額による減額というようなことでございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- ○9番(谷進介君) 何点か。

まず、単にその語句が聞き取れなかったので、今後のために聞きたい。

35ページの負担金及び補助金というところで、若野堰、その後、うんうんうん、修繕工事分担金って、その場所名を多分おっしゃったのか、よく分からないので、そこだけ、 名前だけ、はっきり明確にお示し願いたい。

それと、その今の説明に関連あるんか分かりません、33ページの報酬です、一番下の ほうの。委員等最適化活動の最適化活動って何を示されているんか。以前聞いていたら、 また繰り返して聞いて、すみませんが、お願いしたい。

それと、39ページの上の段ですね、道路新設改良費、補償補填及び賠償金のところで、電気通信設備移転補償費、これは何か移転するために損害を与えて、それを賄うための賠償金というふうな理解でいいんですか。まあ具体的に何をどうしたという説明をいただいても結構ですし、そういう損害を与えた賠償金なんですか。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 農林水産建設課長。
- ○農林水産建設課長(大星好史君) まず、若野堰のところからお答えいたします。

これは若野堰のですね水たたき、水たたきの部分の修繕工事でございまして、6月の台風2号のときに、こういうふうな若野堰の主要な堰から水がこう落ちてくるところのコンクリートというのが破損したというようなことでございます。我々は負担金を出す関係でですね、なぜこの災害復旧でできなかったのかというお話もさせてもらったんですけれども、ちょうど6月で、水の多い時期、また需要の多い時期で、なかなか堰を倒せなかったというようなことでございまして、ちょっと災害の事業にのれなかった。で、におきまして、美浜町として負担金を出すと。これは御坊市、日高町あと、というところもあるんですけれども、各土地改良区も出しますけれども、そういうようなことでございます。

それと、農業委員会委員等最適化活動報酬ですけれども、これまあ以前、もう何年か前に農業委員会の業務として追加された業務なんですけれども、農業委員会の委員さん、また最適化委員さんがですね、農業、まあ言うたら農地の相談を受けたりですね、水路の破損がないかとか、そういうことを毎日、月に約10日程度活動してくださいというふうに、いつもお願いしているんですけれども、そういうふうな、いろいろな今までの農地法の審議だけじゃなしにですね、地域農業のことも含めて、いろいろ最適化という言葉を使いまして活動していただくと。それに対しての報酬が、大体最後にどっと、その実績に応じて出てきますんで、それに対する報酬ということでございます。

あと、最後です。39ページの電気通信設備移転補償費ですけれども、これまあ令和5年度にも、上田井はじめ和田地内、和田東中地内と、何か所か電柱の移設をお願いしました。というのが、道路拡幅による電柱の移設でございまして、それについての電柱移設に伴う補償費、電柱移設費ですね。それを関西電力さんであったりですねNTTさんにお支払いするという部分でございます。

〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

○9番(谷進介君) それは、その補償費と、じゃあ、賠償金というのは、どこでどう線

引きがあって、どういうふうに区分けされているのか、ちょっとその説明はできますか。 できなかったらまたあれやけど、それを聞きたい。

- 〇議長(谷重幸君) 農林水産建設課長。
- **〇農林水産建設課長(大星好史君)** これは、節の区分の中で補償補填及び賠償金ということでございますけれども、ここの金額については全て補償金になっております。移転に伴う補償金というようなことでございます。
- 〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。
- **○2番(北村龍二君)** 33ページ、保健衛生費のですね、この委託料、このがん検診含め、この風しん、インフルエンザ予防接種関係、コロナもそうなんですけれども、これまあ13,000千円ということで、えらい大量にあれしているなというイメージがあるんですけれども、この辺の内訳もそうなんですけれども、その何ていうんですかね、皆が来なかったというイメージでいいんですか。
- 〇議長(谷重幸君) 子育て健康推進課長。
- **〇子育て健康推進課長(谷輪亮文君)** 北村議員にお答えします。

まず、これは予算組むときに対象人数がありまして、そこへ大体接種率を掛けます。それで大体何人というふうに予算を取るんですけれども、やっぱりワクチンの種類によって、ぎょうさん来ない種類の接種もございます。ただ、全ての接種について、一応上限というか、不足せんように予算計上しておりますんで、今回でいいましたら、予防接種でありましたら、HPVとかあんな子宮頸がんワクチンって、かなり高いワクチンなんですね。それを人数を見込んでも接種率が低かったら大きく差異が出るというふうなことで、多少は多いめに見ているんですけれども、そこまでの接種に至らなかったということでございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。
- **〇2番(北村龍二君)** そしたら、これは例年こんなもんやというイメージでいいんですか。
- 〇議長(谷重幸君) 子育て健康推進課長。
- **〇子育て健康推進課長(谷輪亮文君)** 例年、多い目に取って、最後には調整で落として るケースがございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 4番、松下議員。
- ○4番(松下太一君) 41ページの災害対策費の負担金補助及び交付金のところで、勉強不足で申し訳ないんですけれども、耐震設計・改修工事総合型事業でマイナス9,000 千円ほどありますよね。これ、ちょっと説明していただけますか。
- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 松下議員にお答えいたします。

耐震設計・改修工事総合型事業でございます。これにつきましては、マイナスの9,328 千円でございまして、当初予算では10件を計上してございます。これにつきましては、 耐震改修をしていただいた後にですね、耐震改修、それから建て替え工事の費用を補助さ せていただいているものでございまして、予算は10件でございましたけれども、実績は 2件の2,332千円という実績でございます。

以上でございます。

〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

**〇9番(谷進介君)** 同じようなジャンルだと思うんですけれども、29ページの中段ぐらいある要は扶助費、2つですね、3,000千円、3,000千円。元の値段も調べずにこんなこと言ってたらあれですけれども、これはやっぱり要は実績見込みと単純に片づけていいのかなというのが、自分の中にもというか、給付が、不足というか、そういう周知、その辺が足りてないのではないかというような懸念も通常は感じられると思うので、そのあたりの説明。

それと同時に、23ページは、少し違いますが、負担金補助及び交付金、同じですね。 和歌山県の移住支援事業の件とか、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金とか、 このあたりも何かサービスが満足に行き届いてないからこんなになったのかというような 懸念も生じかねないので、そのあたりご説明を願いたい。

- 〇議長(谷重幸君) 子育て健康推進課長。
- **〇子育て健康推進課長(谷輪亮文君)** 谷議員にお答えします。

まず、心身障害者福祉費のほうの扶助費、医療費の扶助費もあるんですけれども、医療費につきましては、そんだけ医療がかからなかったということなんですね。それと、あと障害介護給付費のほうの扶助費につきましては、これは3,000千円なんですけれども、事業費としては1億90,000千円ぐらいございます。そのうちの3,000千円なんで、ご理解ください。

- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 谷進介議員にお答えいたします。

地方創生事業費の負担金補助及び交付金でございます。和歌山県の移住支援事業補助金でございます。これにつきましては、東京23区の在住者または東京圏で在住で23区への通勤者が、マッチング支援事業や起業支援事業の活用、もしくはテレワーク等によりまして和歌山県内に移住した場合に、和歌山県と移住先の市町村が共同で移住支援金を支給するものでございます。

今回につきましては、例年そういう方はおられないんですけれども、私の記憶では令和 2年度に1件の方が来られたというふうに記憶してございます。本年度につきましては、 対象者がなかったということでございます。

以上です。

〇議長(谷重幸君) 総務課長。

○総務課長(中村幸嗣君) その下の負担金で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金の減額でございます。

これは、対象者が 1 , 1 0 0 名を見込んでおりまして、実質の非課税世帯、 1 世帯 3 0 千円の給付だったんですが、実績が 9 9 7件の請求でございましたことによって、約 1 0 0 件、 3 , 0 0 0 千円程度、今回は 2 , 9 7 0 千円の減額となります。

〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

**〇9番(谷進介君)** 今、一番最後のところのその電気・ガス云々って、対象1,100 名で997件の実績、この対象の見込みというのと、真にこの給付金制度の明確な対象者 総数というのは分からないんですか。だから、全員がちゃんとその申請に来たのか。その あたりがどうなのか知りたいので、お願いします。

- 〇議長(谷重幸君) 総務課長。
- ○総務課長(中村幸嗣君) お答えします。

実際の対象者が1,011件でございました。そのうち997件の支給をしたところでございます。請求していただいた中にも、確認しまして対象外という方々もございまして、ちなみにその支給率が98.6%となっております。

以上です。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** じゃ、その残余の1.4%についての総括というのはあるんですか。
- 〇議長(谷重幸君) 総務課長。
- ○総務課長(中村幸嗣君) 残りの方につきましても、申請されなかった方については、 逐一訪問したりすることはするんですけれども、いかんせん住民票を置いている方であっ ても何かしの理由で不在になっておられる方もおられますんで、そういった方々、また支 給の申請書を自分の意思で出してこない方々も中にはおられまして、そういった数字によ るものでございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。
- **〇2番(北村龍二君)** 今の23ページのそのもう一個上の委託料のところで、みはま応援商品券事業委託、この内訳を教えてください。1,500千円、2,000千円、2,000千円。
- 〇議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** お答えいたします。

第4弾のみはま応援商品券事業の委託でございます。節ではですね、マイナスの2,051 千円となってございますけれども、実質はですね、下のですね、1,501千円が、みは ま応援商品券の事業委託の減額という形でございます。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 2番、北村議員。
- **〇2番(北村龍二君)** 1,500千円、要はえらい余っているなというイメージなんです。そこをちょっとお聞きしたかったんです。
- 〇議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** お答えいたします。
- 1,501千円の減額ということでございますけれども、実質、予算額がございまして、 実績に伴いまして事業委託でマイナス1,500千円ということでございます。 以上です。
- O議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 9番。歳入のところでお聞きします。

まさにその前、繰越明許費、7件、1億円強。これはまたなぜこんなにって、私の印象なんで、質疑にそれ駄目ですね。それぞれの7項目の予算成立時期と、この繰越しへの理由。一度聞いた話なんでしょうけれども、こうやって改めてということで、お手数ですが、ご説明を願いたい。

それと、財政調整基金、今回も大きく、また教育施設云々でも、それぞれ4億、2億と。 これあの資料を見ると載っているんか分かりませんけれども、各基金の年度末の残。また、 よくある質問ですけれども、どれぐらいが適正なのか。適正という言葉が適当なのかどう かも私は分かりませんが、その辺をお示し願いたい。

- 〇議長(谷重幸君) 住民課長。
- **○住民課長(中西幸生君)** 谷進介議員にお答えします。

繰越明許費の上2つ、総務費ですけれども、戸籍システム改修業務と住民基本台帳システム改修業務につきましては、12月議会で補正させていただきまして、今回も3月議会におきましても戸籍システムの改修がございます。

内容につきましては、海外においてマイナンバーカードの本人確認ができるように今進めておるとこが国でありまして、海外で利用するとなると、やっぱりローマ字の併記が必要になってきます。そのローマ字の併記をするに当たりですけれども、名前の基となる戸籍へ振り仮名を記載するということになっておりまして、その振り仮名を記載する業務の関係があるんですけれども、それと、その振り仮名を設定した後、そのデータを住民基本台帳へ反映していくということで、この業務がございまして、その業務が12月議会で補正した後に行うもんなんで、3か月ではとてもできない話なんで、もう令和6年度で事業を実施をすると国からも通達がございまして、繰越措置とさせていただいております。以上です。

- ○議長(谷重幸君) 農林水産建設課長。
- ○農林水産建設課長(大星好史君) 繰越しについてお答えいたします。

まず、水産業費の水産加工販売施設新築工事設計委託業務の繰越しでございます。 これまあ6月の議会でですね承認いただきまして予算執行しております。現在の状況で

すけれども、設計は進行中でございますけれども、いろいろまあ関係する関係者及び防衛局、そこらとの打合せの中でですね、いろいろと調整していかなければならないこともございますし、あと、私どもも費用分析は行いましたけれども、関係者がですね、いろいろと自分たち独自で費用分析でいうのか、経営についていろいろと協議しているようなところもございまして、それに伴って平面図案について協議に時間が要しているというようなことでございます。

あと、土木費の道路新設改良事業でございます。

ここにつきましてはですね、和田東30号線という路線でございまして、ここは慢性的に大雨になるとですね、雨水が側溝をあふれてですね、民家の庭地に浸入していくというような場所でございます。済広寺の近くでございます。そこの工事を行っておるんですけれども、大きな水路を今、構築しているんですけれども、埋蔵文化財の地域に入っておりまして、ここは何ていうんでしょう、前にもその管内で埋蔵文化財の方を雇っていただいているように思うんですけれども、幾分件数が多くてですね、優先的に来てくれないというか、優先的になかなかこっちへ何日も詰めることができないというようなところもございまして、水路の工事が、試掘が終わって確認して、やっと工事、また試掘をして工事というふうな順番になっていますんで、やむを得ず繰越しするというようなことでございます。

以上です。

- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 谷進介議員にお答えいたします。

消防団のですね、消防車両の更新事業41,743千円でございます。これにつきましては、昨年ですね、9月13日に議会議決をいただきまして、役場本部班の水槽つきの消防ポンプ車、それから入山班の小型動力ポンプ積載車の2台についてでございます。

契約後ですね、すぐに発注をかけたところでございますけれども、シャーシの入荷がですね、大幅にずれ込んでいるということでございます。なお、理由につきましては、昨年の8月に一部改良いたしましたトラックの生産受注が始まりまして、注文が予定以上に殺到しておるという状況でございまして、予定納期が大幅にずれ込んでいるのが原因というふうになってございます。シャーシの装備メーカーも入庫した車から順次製作に取りかかっておるということでございますけれども、その艤装にも時間を有する次第というふうになってございます。

なお、契約の納期の延長につきましてですけれども、今の予定ではですね、本年の7月末というふうにさせていただきたいというふうに報告を受けてございます。何分ですね、 大変遅延しておりますので、こちらからもですね、一日も早くですね、納車していただきますよう努力をお願いしたいというふうに申入れは行っているところでございます。 以上です。

〇議長(谷重幸君) 教育課長。

**○教育課長(河合恭生君)** まず、第3期の子ども・子育て支援事業計画でございます。 当初予算の計上で、契約が10月16日でございます。

改めまして、理由につきまして今振り返ってみたんですけれども、これは私が主になって担当している業務でございます。私自身のこの計画に対するですね理解、それから準備等々が、やっぱり若干遅れたというのは自分でも思っています。納得して初めて業務を出していくというようなところにちょっと時間がかかったのかなというのが、まず1つ。

それから、発注してもですね、今現在、アンケート調査をお配りさせていただいて、今、 回収しているところなんですけれども、このアンケートの設問の設定につきましても、前 回5年前からの踏襲する部分、それからまた新たに追加していく部分もあるんですけれど も、全て一からですね、私自身、様々な疑問を持ってコンサル業者さんとのやり取り、こ こにもですね、それなりの時間がかかってしまいました。自分自身が納得するまで業者さ んといろいろやり取りをしたところもありまして、というところで2か月から3か月の期 間の繰越しさせていただくというところでございます。

それから、第1若もの広場の関係でございます。 9月の補正予算で、契約が10月でございます。

これにつきましては、いろいろ私どもが第1若もの広場を改修するに当たりまして、こうしたほうがいいかな、いや、やっぱりこうだよねというようなところをですね、課内でもいろいろ協議させていただいています。それを業者さんにお示しさせていただいたっていうところが2月の中旬だったというところでございます。それまでに、いろいろ業者さんとやり取りさせていただいて、業者さんと、これしたらこうしよう、ああしようと、いろんなところを考えて、と同時に、それぞれの団体の利用者さんの意見も聞かせていただきました。それらも踏まえてというところで、まずは原案が固まったのが2月の中旬だったというところです。

それに基づいて悪いんですけれども、発注担当課の職員を通じてですね、3月6日までに概算の工事費を何とか積み上げてくれというオーダーを出させていただきました。出てきた概算工事費と配置図の原案が先日お配りさせていただいたものでございます。現時点におきましては、やはり建設コストが高いということでございますので、これから建設コストを限りなく削減していくという作業をですね、業者さんと進めていくこととなります。これにもやっぱり数か月かかろうかなと思います。

当然、その過程で議会、議員の皆様にもご説明させていただくと考えているところでございます。最終的に、そこの配置、それから改修内容が決定してから、また数か月、詳細設計の期間が必要となってくるというところでございます。

第1若もの広場のこれまでの状況につきましては、以上でございます。

## 〇議長(谷重幸君) 総務課長。

○総務課長(中村幸嗣君) 基金の残額をということで、一般会計におきます各種基金の 状況をお答えさせていただきます。 まず、財政調整基金です。

いずれも5年度末の見込みということで、20億30,681千円です。減債基金63,061千円、高齢者福祉基金8,460千円、水産業振興基金64,043千円、水と土基金10,000千円、墓地基金14,062千円、住宅基金5,568千円、森林環境譲与税活用基金198千円、大原俊樹蔵書基金2,602千円、教育施設整備基金7億465千円、計28億99,140千円でございます。

財政調整基金の適正額はということで、以前からの答弁の経緯としましては、1点目に 町長は10億円程度とかということ、また、別の全国的な資料として標準財政規模の 10%以上が望ましいという答弁もさせていただいてきました。今回、改めて見直します と、こういった全国的なところ、災害対応という内容も考慮しているようなんで、全体的 に見ますと情報的には標準財政規模の20%程度というところが各自治体の持っていると ころというふうに聞き及んでございます。

それを美浜町に当てはめますと、令和4年度の標準財政規模としましては25億47,000千円ということですんで、そこの20%とすれば約5億ということにもなってきます。ただまあ、それだけではということで、今現在20億という基金の残額があるのですが、それは昨今の歳入によって積み立ててきた経過による金額ですんで、今後、大型事業も見据えた上で、この基金を活用して将来の財政を見据えた上で財政運営を行っていきたいと思います。

以上です。

〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

○9番(谷進介君) まず、その繰越しの中ので、ちょっと2点ほど。

まず1点は、一番最後のほうの第1若もの広場云々、ここで、その前の水産加工販売のところでは、何か便益計算をされたとか、また当事者の方のほうでも、ご自身あたりでそんなふうなことをされているとか。この第1若もの広場の、ここに関してはそういうことはされないんですか。費用対効果でB/Cというか、便益の計算というか、何かこのまあ私、ちょっと欠席しましたので、資料を見て、結局これが幾らで何をどんな説明されたのか分かりませんが、何か一番大きなところでは8億近い金額がありますし、それなのか、その上の金額なのか、よく分かりませんが、いずれにしても数億円、美浜町でいうと巨大な事業だと思いますが、こんなんに関して、便益の計算というか、考えというか、数億円も投資して、町民に対して、どれだけの利益、メリット、そういうのが享受できるのかと。当然、税金を使うわけでありますから、あってしかるべきていうのが一般的な評価だと思いますが、その点いかがですか。

それと、いろんな遅れの原因はあろうでしょうが、業務ですのでね、成立したら速やかに執行する。この気持ちを改めて持つ。すみません、意見を言っちゃって。そういうことだと思いますので。

それと、今、一番最後に総務課長のほうからご答弁いただいた財政調整基金の件ですが、

つらつら言っても、今まで10億という歴代の町長のご答弁もありましたし、標準財政規模の2割とか、結局その2割、約5億前後を目指して運用するのか、災害も見越してとか、いろいろ考えて運用していきたいていうご答弁でしたので、やっぱり具体的な数字をですね、今その4倍もあるわけですよね。4倍もあるという表現をしていいのか、その辺の説得は極めて重要でありますが、そのあたりどのようにお考えなのか。

住民の生命・財産を守る、要はサービス提供機関でありますので、お金を貯める機関ではないですよね。そのあたりは、その辺についてもご答弁願えたらと思いますが、住民サービスが足りている、足りていないというような評価も出てきますし、そのあたり、お考えはいかがですか。

# 〇議長(谷重幸君) 町長。

### **〇町長(籔内美和子君)** 谷議員にお答えいたします。

先日の一般質問の松下議員に答弁させていただきましたけれども、この大きい設計額ですけれども、先日、1か月早く出していただいて、この金額ということで、また教育課も4億53,000千円程度にまで削減する方向を示してくれたんですが、私どももこれを見たときは大変驚いたということで答弁しまして、これをもっとですね、さらなる削減の余地はないかということで、しっかりそれを注視して、最終的にしかるべき判断をいたすということで答弁させていただいています。

財源については、スポーツ振興くじの助成金、上限額48,000千円、残り全て過疎 債を活用してですね、一般財源を少なくしていきたいというふうに思ってございます。テ ニスコート、ゲートボールについては、もともと長年の地盤沈下の問題等ありまして、皆 さんからいろんな要望がありました。そういうことも解消されるんではないかということ。 あと、高齢者の健康増進、体力保持、若い方のスポーツ振興ということで図っていけたら というふうに考えてますので、財政と鑑みながら、今後も私は注視してこの事業をできる かどうかというのを注視していきたい。

あと、財調の件ですけれども、以前は10億程度ためていきたいという答弁をさせていただきましたが、この何年間、就任してからですね、ふるさと納税の、皆さん多くの方にこうやってご協力いただいて、こういう金額になっております。だから、サービスできているんかというたら、サービスはできているというふうに思っております。

ただですね、やはりこういう災害が起きてきていますと、これぐらい持っておきたい。 どれがそれなら適正かと言われましたら、もうだんだん欲出てきまして、そら、それがど うかということじゃないんですが、借金しただけあればいいなあと思ってはおるんですけ れども、やっぱりそういうわけにもいきませんし、今回また新年度で取り崩すというのも ありますので、なかなか、じゃ、どれがということはあるんですが、やっぱり基金をため ていくと、全体の基金があると、議員おっしゃるように、経常収支比率ですか、そういう のも下がることもありますので、そこらも注視していきたいなというふうには思っており ます。 ほんで、ここら日高郡内を見ましても、皆さん結構やっぱりどんどん増えてきてるので、何かこう、こんなところで言うのも、負けてられんなというのもありまして、財政上は順調に来ているのかなという感じはいたします。

以上です。

- 〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 私がその繰越明許のところでお聞きしたのは、そのお金を何もその高いとか、これがどうこうとか、下げろとか、そういう趣旨では全くは。そこはご理解いただきたいんですけれども、税金を投入するのであれば、それなりのイン・アウト、住民に対してどれだけのアウトカムがあるのかというのを明確に述べていただきたいわけですね。

日本のこの世の中、どんなものでも金銭に換算できないはずはありませんので、極端な話、人の命も金銭で換算するということが法律で明記されておりますので、今ちらっとそのテニスコートが云々とか、何か後段のほうで2つぐらい理由、何かメリット的なことを述べられましたけれども、そのあたり明確に金銭的な計算をされるんですよね。そのあたり、ちょっとしっかり、数億円も税金使うんだったら、そのような、ていうんかな、そういう計算はされないのか、しないのかというのをもう一度お聞きします。

それと、その財調の話ですけれども、これは100%の正解はないんでしょうけれども、 やっぱり。まあ、それは次の機会にします。

いずれもしても、今はいい条件の話なので、何も何ら批判とかそういうことをすることではないんですが、一般的に住民の方から、お金ばっかりためてよみたいな、何ら根拠のない、批判とも言えないような、愚痴とも言えないような、ぼやきがよく聞こえますので、そのあたりで聞いた次第ですので、その点についても、もし補足することがあれば、その2点お願いします。

- 〇議長(谷重幸君) 町長。
- 〇町長(籔内美和子君) 谷議員にお答えします。

ちょっと1点目のが聞きづらかったので、もう一回聞いていいですか。

財調については、ためるばっかりという話をしているという話なんですけれども、今回 もやっぱり道路なんかは町単の工事も増えてますし、新年度の予算にもいろんな計上をし てるので、私としましたら、きっちりこうサービスというんですか、やっているつもりで います。

1点目だけ、もう一回、すみません。

- 〇議長(谷重幸君) 教育課長。
- 〇教育課長(河合恭生君) お答えさせていただきます。

今回の業務の中ではですね、費用対効果の部分については、全く業務の中には入ってございません。

今、私、ちょっと思ったのがですね、やっぱりそのおっしゃる費用対効果の分析という

のは、の重要性というのは十分認識していますし、今までにも、僕、前の課でもそういうことをやったことがございます。住民さんが利用する例えば箱物をつくるケースにおいて、その設計を進めていくに当たって、費用対効果の分析を業務の中に入れていくのかどうかというのは、私ども教育委員会の所管する部分だけじゃなくて、やっぱり全課に関係してくることと思うんです。全課がまたそれを発注するときに、やっぱり費用対効果の分析業務も含めるのか含めないかということになりますので、今は、すみません、個人的な意見かもしれませんけれども、ちょっと私、そう思った次第でございます。現状の業務の中には、それは含まれてございません。

以上です。

〇議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。

**〇9番(谷進介君)** 私は、この業務に入っているとか入っていないとかということを聞いたつもりではなく、数億円も税金を投入する事業であれば、当然、住民さんに対しての説明とか、こんな効果があるんだよという、そういう説明で、普通に考えたら、これだけのメリット、これだけの数字、これだけのアウトカムがあるていうのが通常の業務なんだろうなていう理解の下に聞いた次第だったんですね。

だから今この業務、なるほど水産加工には、そもそもその前に便益のそういう業務委託があったと思いますが、だからそういうことではなくって、大きな税金の投入に、そんなそういう考え方は基本的には業務の遂行にはないという理解でいいんですね、じゃあ。どれだけの効果があるっちゅうことは考えないのが通常という理解でいいんですか。

**○議長(谷重幸君)** いわゆる効果を数値化で出したほうがいいんじゃないかという取り 方でいいですか。

**〇9番(谷進介君)** 出されたらと思うので、出されたらというふうに聞いているんですね。

〇議長(谷重幸君) 町長。

**〇町長(籔内美和子君)** 谷議員にお答えいたします。

申し訳ございませんが、その数値化というのは、なかなか私ども今のところはしていないんですが、やはり住民さんの健康増進であったり、今までのテニスやゲートボールについても、ストレスを感じながらやっていたと。議員もゲートボールとか行ったら聞いておると思うんですけれども、そういうことを解消したいという、長年の私も、前もここでお伝えしましたけれども、公民館長のときも、いろいろと要望があって、町長に就任したときも結構な要望事項をいただきました。テニスの方からも。

やっぱりそういうのを長年のそういうことを解消したいという思いもありまして、これをやっていきたいなという考えでありましたけれども、なかなかこういう金額が出てくると、私どもも、これができるのかどうかという不安もありますけれども、やはり健康増進、高齢者の生きがい対策とか、そういうことも含めて、これから教育課のほうと、それと業者ともですね、もうちょっと削れないかとか、そこら辺を注視しながら、財政も鑑みなが

ら進めていけたらなという思いでございます。数字には出てないというところは申し訳ないと思っていますが。

- ○議長(谷重幸君) ほか、いいですか。3番、古山議員。
- ○3番(古山経生君) 37ページの着ぐるみなんですが、4,950千円となっているんですが、その価値というんですか、さっきちょっと質問しようと思っていたんですが、費用対効果、費用対効果とかが出ていたんですけれども、費用対効果はどうですか。あと、年に何回ぐらい使う予定ですか。
- ○議長(谷重幸君) 防災まちづくりみらい課長。
- **〇防災まちづくりみらい課長(北村卓也君)** 古山議員にお答えいたします。

観光費のですね、着ぐるみについてでございます。

着ぐるみにつきましては、当町のゆるキャラでありますまつりんになります。まつりんの着ぐるみにつきましては、平成21年度に制作をしてからですね、約14年が経過しておりまして、老朽化が進んできたためですね、以前のタイプからですね、最新式のバルーンタイプ、いわゆるエアー式に新調を今目指しているところでございまして、495千円のマイナスにつきましては、当初予算額から契約額を差し引いた額になります。

それでですね、費用対効果ということでございますけれども、ゆるキャラにつきましては、当町を皆様に知っていただくツールでもありましてですね、いろんな交通安全であったりですね、観光施設へPRに行ったりですね、そういう形でいろんなイベントに日高管内も含めまして参加をさせていただいているというのが状況でございます。

それから、年何回かということでございますけれども、30回も40回もということではございませんけれども、約10回程度はそういうイベントにですね、参加をさせていただいているというのが実情でございます。

以上です。

〇議長(谷重幸君) いいですね。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第6号 令和5年度美浜町一般会計補正予算(第10号)については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

**〇かがやく長寿課長(井田時夫君)** 議案第7号 令和5年度美浜町介護保険特別会計補 正予算(第4号)について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ20,691千円を減額し、 補正後の歳入歳出予算の総額を8億71,350千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料111千円の減額は、調定見込みによるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金8,844千円の減額、支払い基金交付金5,112千円の減額、県支出金、県負担金3,234千円の減額、8ページ、県支出金、県補助金1,049千円の減額は、給付実績見込みによるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金3,345千円の減額は、介護給付費繰入金、事務費繰入金、 地域支援事業繰入金で、いずれも実績見込みによるものでございます。

10ページ、繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金10,000千円の減額は、給付実績見込みによるものでございます。

繰越金11,004千円は、前年度からの繰越金の残高を全額予算計上してございます。 次に、歳出についてご説明いたします。

12ページ、総務費、総務管理費、一般管理費811千円の減額は、報酬、役務費は実績見込みによるもの、共済費は負担率変更によるもの、負担金補助及び交付金は、御坊広域行政事務組合負担金の確定によるものでございます。

保険給付費の介護サービス等諸費は15,000千円の減額、介護予防サービス等諸費は100千円の追加で、いずれも実績見込みによるものでございます。

14ページ、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費は580千円の減額、介護 予防・生活支援サービス事業費は4,400千円の減額で、いずれも実績見込みによるも のでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(谷重幸君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- 〇議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第7号 令和5年度美浜町介護保 険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は11時10分です。

午前十時五十六分休憩

午前十一時一〇分再開

〇議長(谷重幸君) 再開します。

日程第8 議案第8号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号) についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。かがやく長寿課長。

**〇かがやく長寿課長(井田時夫君)** 議案第8号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ813千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2億54、119千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明いたします。

6ページ、保険料、後期高齢者医療保険料820千円の追加は、賦課見込みによるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金7千円の減額は、事務費繰入金の減額でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費813千円の追加は、共済組合の負担率変更に伴う共済費の減額と歳入の保険料追加分を後期高齢者医療広域連合納付金に追加するものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- 〇議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第8号 令和5年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 令和5年度美浜町下水道事業会計補正予算(第2号)について を議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

**〇上下水道課長(大江裕君**) 議案第9号 令和5年度美浜町下水道事業会計補正予算 (第2号) について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出と資本的収入の補正をお願いするものでございます。 それでは、8ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、他会計補助金58千円の減額は、共済組合負担金の率の変更による一般会計補助金の減額でございます。補正後の事業収益合計は2億10,782千円でございます。

次に、10ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。

営業費用、総係費58千円の減額は、共済組合負担金の率の変更による法定福利費の減額でございます。補正後の事業費用合計は2億10、782千円でございます。

次に、12ページ、補正予算実施計画の見積基礎、資本的収入についてご説明いたします。

他会計出資金169千円の追加は、分担金162千円の減額分と補填財源調整額7千円でございます。分担金162千円の減額は、実績見込みによる減額でございます。補正後の資本的収入は45,728千円でございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第4条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として58千円を減額し、23,180千円と定めてございます。

最後に、14ページは、補正後の予定キャッシュフロー計算書で、資金期末残高は 4,716千円の予定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(谷重幸君) これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第9号 令和5年度美浜町下水道 事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 令和5年度美浜町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

**〇上下水道課長(大江裕君**) 議案第10号、令和5年度美浜町水道事業会計補正予算 (第3号) について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

それでは、6ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的収入についてご説明いたします。

営業外収益、消費税及び地方消費税還付金1,577千円の減額は、建設改良費の繰越 見込みによる減額でございます。補正後の事業収益は1億27,490千円でございます。 なお、繰越理由につきましては、請負業者から、能登半島地震により被害を受けた水道 管の応急復旧作業依頼を受け、協力したいと申出があったため、美浜町としても被災地支 援の観点から一時的な工事の休止を認めたためでございます。

次に、8ページ、補正予算実施計画の見積基礎、収益的支出についてご説明いたします。 営業費用、総係費58千円の減額は、共済組合負担金の率の変更による法定福利費の減 額でございます。営業外費用、消費税及び地方消費税4595千円の追加は、建設改良費 の繰越見込みによる追加でございます。補正後の事業費用は1億22,932千円でございます。

なお、繰越理由については、先ほどと同じでございます。

次に、1ページに戻っていただいて、第3条では、当初予算第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として58千円を減額し、26, 197千円と定めてございます。

最後に、10ページは、補正後の予定キャッシュフロー計算書で、資金期末残高は2億38,716千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

- **〇議長(谷重幸君)** これから質疑を行います。
- ○議員 「ありません」
- O議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

- **〇議員** 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

- 〇議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、議案第10号 令和5年度美浜町水道 事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。9番、谷進介議員。

- **〇9番(谷進介君)** 9番。人権擁護委員会ていうのは、そもそも何をするんですか。ちょっと内容についてご説明を願いたい。
- 〇議長(谷重幸君) 住民課長。
- 〇住民課長(中西幸生君) お答えします。

人権擁護委員という方は、法務大臣から委嘱をされた民間の人たちでありまして、人権 擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんからの人権相談を受け、問題解決の手助け をしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆様に人権について関心を持ってもら うような活動を行っている方が、人権擁護委員であります。

- O議長(谷重幸君) 9番、谷進介議員。
- **〇9番(谷進介君)** 大変そうなお仕事でして、これは全国に何人とか、また、この方は報酬とかはあるんですか。
- 〇議長(谷重幸君) 住民課長。

以上です。

〇住民課長(中西幸生君) お答えします。

ここに手元にある資料では、全国で約1万4,000人が人権擁護委員となっていまして、報酬につきましては、無報酬でございまして、全てボランティアでございます。 以上です。

- ○議長(谷重幸君) これで質疑を終わります。
  - これから討論を行います。
- ○議員 「ありません」
- ○議長(谷重幸君) これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

この採決は3人を一括して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

- ○議員 「異議なし」
- **〇議長(谷重幸君)** 異議なしと認めます。したがって、この採決は3人を一括して行うことに決定しました。

この採決は、挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦につき原案を適任と認める方の挙手を求めます。

- ○議員 (挙手多数)
- ○議長(谷重幸君) 挙手多数です。したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認めることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十一時二十一分散会

再開は18日月曜日午前9時です。 お疲れさまでした。